

令和3年度鳥取県職員採用試験（獣医師）受験案内

◆鳥取県総務部行財政改革局人事企画課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎3階

電話（0857）26-7034、7033

インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場

受付期間	随時 （土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） ◎ 持参又は郵便若しくは信書便のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、受理できません。 【最終受付日】 令和4年1月28日（金）（必着） ※郵便又は信書便による場合は、令和4年1月28日（金）17：15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受付けます。
試験日時及び場所	受験票に記載する日時及び場所 ※応募受付後、試験日程等を決定します。

2 採用予定者数、職務内容、主な配属先

採用予定者数	職務内容（予定）	主な配属先
5名程度	食品・食肉衛生、動物愛護業務、家畜・家禽の生産振興・伝染病防疫、畜産経営の改善、家畜・家禽の改良・増殖に関する試験研究等並びに環境政策全般に関する企画立案、規制、指導、調査、研究等	生活環境部、農林水産部、総合事務所保健所、総合事務所環境建築局、総合事務所農林局、畜産試験場、中小家畜試験場、家畜保健衛生所、衛生環境研究所、食肉衛生検査所等

3 受験資格

- 年齢要件
昭和46年4月2日以降に生まれた人
- 資格・免許等
獣医師法第3条に規定する獣医師免許を有する人又は令和4年4月1日までに取得見込の人
- 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。
詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。
- 次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

(1) 獣医師としての職務経験（※）を3年以上有している者

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
人物試験	300点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

(※) 職務経験

- ①「職務経験」は平成24年4月1日から応募の日までに、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、獣医師としての職務であれば、内容は問いません。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(2) 獣医師としての職務経験がない人及び職務経験が3年未満の者

試験種目	配点	内容
専門試験	100点	必要な専門的知識についての筆記試験
適性検査	—	職務遂行に関する適性についての検査
人物試験	300点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

5 合格者の決定方法

(1) 合格者

試験には一定の基準があり、基準を満たした者を合格者として決定します。

(2) 証明書等

最終合格者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等（職歴証明書、卒業（修了）証明書、獣医師の免許の写し等）を提出していただきます。必要な要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。

なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、この試験に合格しても採用されない場合があります。

6 合格者の発表

合格者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ（総務部行財政改革局人事企画課ホームページ）に掲載するとともに、受験者全員に合否を文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	書面審査、人物試験の得点、合計得点及び順位	合格者発表日から1月間	鳥取県総務部行財政改革局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、**受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることを確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。**電話、はがき、電子メール等による請求では開示できませんので注意してください。

鳥取県個人情報保護条例第12条第2項の規定により、受験者本人が病気等やむを得ない事情により開示請求をすることができない場合は、代理人による書面での開示請求が可能です。手続等の詳細については、鳥取県総務部行財政改革局人事企画課までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望される方は、試験日当日に84円切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。**

8 採用時期及び給与等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和4年4月1日を予定していますが、合格者と調整の上、決定します。

(2) 給与

- 令和3年4月1日現在における初任給（月額）は次のとおりで、一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

◎249,300円（初任給調整手当（初年度45,000円、2年目以降5,000円ずつ減額して9年間支給）が加算された額です。）

- 昇給は、原則として毎年1回、4月1日に行われます。
- 給料に加えて、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。採用時まで給与改定等があった場合は、それによります。

9 受験申込手続

提出書類	<p>受験申込書 1 部・・・受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。（資格証明書等は申込時には不要です。）</p> <p>経歴調書 1 部 (※) 自己PR調書 1 部 } 作成要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください。</p> <p>(※) 獣医師としての職務経験を 3 年以上有している者のみ</p>
申込先	<p>鳥取県総務部行財政改革局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3 階 電話(0857)26-7034, 7033 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 (県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。) 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行財政改革局人事企画課</p>
注意事項	<p>◎封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（獣医師）」と記載してください。 ◎郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。</p>
受験票の交付	<p>◎受験票は応募のあった都度、試験日程を調整の上、受験者に郵送いたします。 ◎試験日時、試験場所を記載して返送いたします。 ◎受験票に記載した試験日時にやむを得ず受験できない場合には、応募は無効となります。再度受験申込の手続を行ってください。</p>

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- (2) 試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

<参考> 日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

①公権力の行使に該当する業務

- (1) 許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
- (2) 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- (3) 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- (4) 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- (5) 不服申立てに対する裁決に関する事務
- (6) そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

②公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などです。

ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に活動の制限のない在留の資格を有していない人は採用されません。